

# その他の支援メニュー 小学生・中学生～18歳

相談したい 利用したい

## 子ども・若者総合支援事業 ここあ(中学生～)

家庭の事情等により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者に対して、学習支援や居場所の提供を行うとともに進学や自立に向けた相談を行います。愛称の「ここあ」は「ここからあしたへあるいていく」から名付けました。

### ●学習支援

「なかなか勉強が進まない」「勉強の仕方がわからない」「学校の勉強についていけない」「学習塾に通えない」等の悩みを抱えた中学生に対し、個別、グループ学習により、学習コーディネーターと学生ボランティアがみなさんの到達度に合わせた学習指導をします。勉強だけでなく、少し年上の学生ボランティアと気軽に話しもできる場です。

〈対象〉 児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の調布市在住の中学生等

### ●居場所

「社会と関わりたい」「目標をもちたい」漫画やゲームなど自分の好きな時間を過ごすことから始められます。参加者同士の交流の機会や生活技術習得のための調理実習などを行います。

〈対象〉 不登校、無業、ひきこもり等の状態にある概ね15歳以上の子ども・若者を対象とします。

### ●相談

電話・訪問等により相談に応じ、必要な支援機関への紹介などを行います。

〈対象〉 ひとり親家庭等の親及びその子ども、生活に課題を抱える中学生以上の子ども・若者及びその家族を対象とします。

お問い合わせ ここあ ☎042-452-8816

## 安全な遊び場・居場所がほしい

### 児童館(0か月～18歳)

各児童館では、自由あそびのほか、定例サークル事業や季節の行事など、様々な事業を実施し、特色ある児童館づくりに努めています。プレイルーム(遊戯室)や図書室、集会室の利用ができます。

お問い合わせ 子ども生活部児童青少年課 ☎042-481-7534

### 学童クラブ(小学生)

児童福祉法に基づき、就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭に代わる放課後の適切な「遊びや生活の場」を提供する事業です。

〈対象〉 就労、疾病等の理由で児童が放課後帰宅しても保護者が家庭にいない、小学校1年生から6年生までの児童  
※私立・国立小学校に通学する児童も居住している学区の学童クラブに申込みできます。

〈育成料〉 月額5,000円(減免の制度があります)  
※おやつの実費負担として育成料とは別に月額1,500円をお預かりします。  
※18時～19時までは延長使用料が別途かかります(各30分200円)。

お問い合わせ 子ども生活部児童青少年課 ☎042-481-7534

### 放課後子供教室事業あそびバ(小学生)

放課後の学校内または近隣の施設を利用して子ども達が安全に遊べる場所を提供し、あそびバの職員が仲良く遊べるよう見守りを行っています。費用は無料です。また、令和2年度から入退室管理システムを導入、令和5年度は一部施設において開設時間を延長して実施しています。詳しくはホームページを参照または児童青少年課までお問い合わせください。

〈対象〉 あそびバを実施する各小学校に在籍する全児童  
※私立・国立小学校に通学する児童も居住している学区のあそびバを利用できます。

お問い合わせ 子ども生活部児童青少年課 ☎042-481-7534

## 青少年ステーションCAPS(中学生～18歳)

青少年ステーションCAPSは主に中・高校生世代のスポーツ・音楽・ダンス・創作活動などをサポートし、安心して気軽に利用できる居場所施設です。また相談室があり、カウンセラーもいます。

〈 対 象 〉 市内の中学・高校に在学又は市内に在住・在勤の方(18歳を迎えた方は年度末(3月31日))まで利用可

〈 利 用 料 〉 無料(来館時に登録が必要です)

お問い合わせ 青少年ステーションCAPS ☎042-442-5535

## 調布市青少年交流館(小学生～)

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供しています。また、専門員を配置して、利用する青少年のサポートを行っているほか、様々なイベントを開催しています。

〈 対 象 〉 小学生～

お問い合わせ 教育部社会教育課 ☎042-481-7490

## 経済的支援

### 義務教育就学児医療費助成制度(小学生～中学生)

義務教育就学児の医療費(保険診療分のみ)の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

〈 対 象 〉 小学校1年生から中学校3年生までのお子様

お問い合わせ 子ども生活部子ども家庭課 ☎042-481-7093

### 高校生等医療費助成制度(中学校卒業～18歳)

高等学校の就学期にある方の医療費(保険診療分のみ)の自己負担分を助成する制度です。高校在学中か否かは問いません。所得制限はありません。

〈 対 象 〉 高校生相当年齢の方(18歳の年度末まで)

お問い合わせ 子ども生活部子ども家庭課 ☎042-481-7093

### 就学援助制度(小学生～中学生)

お子様が学校で等しく勉強できるように、経済的に困りの保護者に対して教育費の一部(給食費、学用品費、校外活動費等)を援助しています。

〈 対 象 〉 市内に居住し、公立小・中学校・義務教育学校又は中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方。(申請内容を審査して援助対象者を決定します)

- 1 生活保護を受けている保護者
- 2 次のいずれかの場合に当てはまる保護者
  - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。
  - (2) 世帯全員が、市民税非課税である。
  - (3) 市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。  
(減免は非課税とは異なるので、ご注意ください)
  - (4) 世帯全員が、国民年金の保険料を免除された。
  - (5) 国民健康保険税(国民健康保険料)を減免又は徴収猶予された。
  - (6) 児童扶養手当の支給を受けている。
  - (7) 生活福祉資金の貸し付けを受けた。
  - (8) 職業安定所登録日雇労働者である。  
(雇用保険受給者とは異なります)
- 3 上記1又は2以外の保護者で、世帯全員分の前年中の所得の合計により該当する場合

お問い合わせ 教育部学務課 ☎042-481-7473

